

佳作

テーマ…医療と福祉、わたしの体験 「私の命の役割」

広島県・盈進高等学校2年 北原匠

感極まった。6月、熊本地裁はハンセン病への絶対隔離政策で、患者（現在は回復者）だけではなく家族も差別され、「生涯にわたって回復困難な被害を受けた」として国の責任を認め、賠償を命じた。2001年5月、『らい予防法』違反国家賠償訴訟』の原告（回復者）勝訴の判決を踏まえた画期的な判決だ。

私は、骨幹端軟骨無形成症という障がいとともに生きている。骨の成長が極端に遅く、脊椎の側弯を伴い、少しずつしか成長しない。現在身長97cm。2万人に1人の割合で発病する厚労省の指定難病だ。不自由はある。

私は、小学生のころから保健師の祖母に連れられ、岡山県にある国立（ハンセン病）療養所長島愛生園で交流し、学習を重ねている。

判決に、長島愛生園の入所者・田村保男さん（88）の証言が重なった。「わしがこの病気だと分かった後、同じ中学校に通っていた妹はある日、学校から『明日から来なくていい』と言われ、学校に通えなかった。義務教育なのに、妹は卒業証書をもらっていないよ。あのころの便所は水洗じゃないから、たまった排せつ物は柄杓ひょうですくって畑にまいたんよ。妹は便所掃除のときに『おまえは汚いから触るな』と、柄杓を使わせてもらえずに、排せつ物を手ですくわされたと、最近になって妹から聞いた。あまりにひどいじめだから、妹も思い出しとうなかつたんよ。わしは、自分のことより悔しいんよ」。私は、深い悲しみと怒りに、しばらく震えた。

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」。旧優生保護法（1948〜96年）の第1条。これに基づき、国は遺伝性疾患や精神障がいなどを理由に、また、ハンセン病者の撲滅を目的に不妊手術や人工

妊娠中絶を強制した。さらに国は「やむを得ない場合、身体の拘束やだますなどの手段を用いることも許される」と通知していた。最年少は9歳の女兒。人権意識はもちろん、児童保護の観点すらみじんも感じられない、と私は思う。私は絶句した。犠牲者は私だったかもしれないのだ。3年前の津久井やまゆり園での殺傷事件。私は、「私も殺される」と感じ、しばらく勉強も手につかなかった。犯人は「障害者は不幸をつくることしかできない」と言い放った。

だが、私は断言する。「障害者」は社会の「害」ではない。そして私は、不幸じゃない。私を愛してくれる家族や信頼できる仲間、学校の先生、先輩や後輩……。みんな私の宝だ。

しかし、現実には障がい者に対する差別・偏見はある。私は、背が小さいため、私を奇異な目で見てくる人がいる。小学校を卒業するころまで、そんな目で見られる自分が嫌でしよがなかつた。でも、私は、中学生になり仲間や家族や学校の理解と協力に支えられて、核廃絶の署名活動、地域の知的障がい者施設での交流、学校近くのホロコースト記念館でのガイドボランティア、そして、長島愛生園での継続した交流と学習等を積極的に行って、多くの出会いを重ね、自分の存在に自信と誇りを持てるようになった。そして、社会の偏見の目があまり気にならなくなった。それは「すべての命は平等」という価値観が、自分の心にも宿り、私自身が他者をその価値観で見つめられるようになったからだと思う。

「家族として差別されたこと、差別・偏見を感じたことはあるかな」。祖母と母に聞いたことがある。「あるよ。でも、匠（私）が明るく生きているから、どうってことないよ」

私が生まれる前、家族は医者から私の障がいの可能性を告げられていたそう。でも家族は、私の命を祝福してくれた。私はいま、この命を生き抜こうと思う。家族、仲間、田村さんら、長島愛生園のみなさんにももらった愛を忘れず、一人でも多くの人から、「あなたと出会えてよかった」と言ってもらえるように、多少不自由でも、私が他者を愛して生きようと思う。それが病者や障がい者、その家族も差別されず、誰もが平等に「共に生きる」社会をつくるための私の役目だと思つ。